

「石川県配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画（第3次）」（令和3年3月改定）の概要

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にある。また、配偶者からの暴力の被害者は、女性の場合が多く、暴力は個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げともなっている。

このため、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を勘案し、平成17年10月には「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定し、平成27年度には改定を行った。

そして、児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るために改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の趣旨を踏まえ、令和2年度に計画の改定を行った。

今後も本計画に基づき、配偶者や交際相手からの暴力のない社会の実現に向けて取り組んでいく。

基本理念

男女の人権が尊重され、配偶者からの暴力におびえることなく安心して暮らすことのできる社会の実現は、県民の願いであり、暴力を受けた場合でも、被害者が適切な保護や支援を受けることができ、自立して暮らしていける社会であることが必要です。

この基本計画では、関係機関、関係団体、県民と協力して、「配偶者からの暴力のない社会」の実現を目指します。

基本的視点

- (1) 配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- (2) 被害者の人権や被害者本人の意思は尊重されるべきものであること。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の適切な保護は国及び地方公共団体の責務であること。

基本目標

- I 安心して相談できる体制の充実
- II 被害者の安全な保護体制の充実
- III 被害者の自立の支援
- IV 関係機関の連携と協働
- V 暴力を許さない社会の実現